

ゼロ金利影響下の生命保険契約の状況

平成29年4月から適用されている生命保険の保険料、解約返戻金改定の状況が出そろってきましたのでまとめます。

1. 改定後の影響は？

- (1) 保険料は15%程アップ
- (2) 解約返戻金のピークは前倒し
- (3) 70歳時（退職想定年齢）の解約返戻率は減少

2. 役員退職金プランを目的とした生命保険加入の注意

- (1) 70歳時の解約返戻金率を高めるには加入年齢を早期にする（長期定期保険・低解約型）

加入年齢	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
単純返戻率 (1/2損金型)	99.6%	94.3%	88.2%	83.2%	79.7%	53.6%
保険料年額 (保険金1億円)	200万円	232万円	276万円	327万円	389万円	467万円

- (2) 保険種類を検討して加入を検討する（50歳男性・保険金1億円の場合）

保険種類	逓増定期保険	定期保険	低解約定期保険	傷害重点定期	傷害重点定期
損金率	1/3	1/2	1/2	1/2	全損
保険料年額	1318万円	338万円	327万円	312万円	135万円
解約返戻金率	106.1%	80.6%	83.2%	86.5%	43.1%
収支差額	1608万円	△1313万円	△1101万円	△843万円	△1544万円
限界返戻金率	106.1%	70.1%	74.8%	67.6%	32.6%

3. 傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）

- (1) 平成29年4月に発売された日本生命の退職金準備保険
- (2) 第1保険期間（10年以上）内は傷害保険、それ以後は生命保険となる
- (3) 第1保険期間内の病気死亡の場合の保険金は解約返戻金相当
- (4) 簡単な告知で加入できる



60歳以上の加入で70歳退職保険を準備したい場合にお勧め！

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧下さい。



歯科会計

ホームページを有効に活用していますか？

歯科医院の患者さん向け広告手法としてホームページは効果あるものです。そのことからホームページの内容を充実したり、検索サイトでの上位表示 (SEO 対策) をするための対応がなされています。ネット環境の整備が進んだ今日では次のような状況も現れています。

1. スマホの普及率が7割超え！

- (1) スマホ普及率は10代で94%、30代で81%、60代で47%となっている
- (2) 一方で、パソコンの保有率は大幅に減少している
- (3) 最近の大学生はパソコンのブラインドタッチが苦手
- (4) 歯科衛生士はスマホからの求人情報を見ている

2. 一般企業の広告予算の6割超がスマホ向けに！

- (1) スマホで閲覧しやすい画面作りが増えている
- (2) 動画による広告が増加している
- (3) ソーシャル広告の増加率が高い

3. SNSの広告活用が進んでいる！

- (1) LINE 37.5%, Facebook 35.3%, Twitter 31.0%の普及率
- (2) Instaによる拡散広告の活用が盛んになっている

4. 今後の歯科広告の検討点

- (1) 広告関係経費について新患向け、再診向けの確認をする
 - (2) 新患向けは患者さんのライフスタイルの変化に対応してスマホ向け広告の検討をする
- ① ホームページのスマホ対応を図る
 - ② SNS広告を活用する
 - ③ 動画広告を活用する
- (3) 再診向けは、予約の取りやすさ、予約確認、リコール対策に重点を置く
- ① 予約システム導入の検討
 - ② 予約事前確認システムの導入検討
 - ③ メールによる連絡から Line 等による連絡へ

ネット関連広告についての実績、成功事例のアンケートを実施します。ご協力をお願いします。結果は、安心会計の紙面にてご報告いたします。

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧ください。



ドクター会計

産休・育休の基礎知識

多くの女性職員の方が働いている診療所では、職員の方の産休・育休の相談を受ける機会も多いと思われます。以前は出産を機に退職する女性職員も少なくありませんでしたが、近年では徐々に産休や育休を取り、職場復帰する職員が多くなってきています。診療所としても仕事に慣れたベテラン職員が復帰することはメリットがあるといえます。そこで、産休・育休の基礎知識についてまとめます。

1 産休とは

産前産後休業の略で、産前は出産予定日の6週間前、産後は出産の翌日から8週間となります。産前休業は本人の申し出により、産後休業は強制的に休業となります。

2 育休とは

育児休業の略で、子供が生まれた日から（女性の場合は産後休業が終了した翌日）から1歳になるまでの日となります。事情により1年半まで延長できる場合があります。※29年10月1日以降は2年まで。

3.産休・育休中の賃金・手当

①出産手当金（健康保険）※医師国保加入の場合はなし

産前産後の休業期間に1日につき標準報酬日額（標準報酬月額を30で割ったもの）の3分の2に相当する額が支給されます。

②出産育児一時金（健康保険）

妊娠4ヵ月（85日）以上の方が出産したときは、一児につき42万円（産科医療補償制度の対象外となる出産の場合は40.4万円）支給されます。

③育児休業給付金（雇用保険）

休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数11日以上ある月が12か月以上ある方に対して、育児休業取得から180日まで休業前の賃金の67%が、180日以降は休業前の賃金の50%相当額が支給されます。

4.産休・育休中の社会保険

保険料免除の届出をすることで、産休中・育休中とも職員・医院両方とも免除となります。なお、国民健康保険は免除とはなりませんので、医師国保の場合は産休・育休中でも保険料が発生します。

5.産休・育休中の住民税

住民税は前年の所得に課税されますので、産休・育休中も免除とはなりません。特別徴収（給与天引）していた職員の方の場合、次の3つの方法が考えられます。

①普通徴収への切替 ②産休前の給与で一括徴収 ③復職後の給与で一括徴収

なお、出産手当金や育児休業給付金は所得税の課税対象ではありませんので、翌年の住民税は少なくなります。

医療承継

法定相続情報証明制度について

平成 29 年 5 月 29 日から、各種相続手続への利用が予定される、「法定相続情報証明制度」が始まりました。

●概要

現在、相続手続では、不動産の名義変更登記、銀行手続、相続税申告書添付等でお亡くなりになられた方の戸籍関係の書類の束を、各種窓口ごとに何度も出しなおす必要があります。同時に各種手続を進めるにあたっては何セットも同じ戸籍関係書類を取得する必要があり負担も大きいものです。

今回スタートした「法定相続情報証明制度」は、法務局に戸籍関係の書類の束 1 セットに併せて、相続関係を一覧にした図（法定相続情報一覧図）を提出することで、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で必要な通数交付を受けることができます。

<必要書類>

- ・被相続人が生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本
- ・被相続人の住民票の除票
- ・相続人全員の戸籍謄本及び住民票（住所を記載する場合）
- ・法定相続情報一覧図
- ・申請書

この制度の利用により、相続により名義変更を要する不動産が多数あっても、戸籍関係書類の取得は 1 セットで済むようになり（負担軽減）、また同時並行的に各種相続手続を進めることができるようになります。

●今後の利用の幅

現時点では、この法定相続情報証明の書類は不動産名義変更登記と限られた金融機関における相続手続にのみにしか利用できない状況です。将来的には全ての金融機関、証券会社、生命保険会社、相続税申告書類への添付書類としての使用が期待されています。

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます
QR コードを読み取りご覧下さい

